

板橋区立保育所民営化開設準備経費補助要綱

平成31年3月19日区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、板橋区立保育所の民営化（以下「民営化」という。）にあたり、民営化移管先事業者が、移管を受ける区立保育所（以下「対象区立保育所」という。）へ、保育の引き継ぎを受けるため職員を派遣等する事業に対し、区が予算の範囲内において補助することにより、円滑な移管を図ることを目的とする。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、民営化移管先事業者が実施する、対象区立保育所へ、保育の引き継ぎを受けるため職員を派遣等する事業とする。

(補助対象)

第3条 この要綱に基づく補助金の交付対象者は、前条に定める事業を実施する事業者のうち、申請日現在において法人住民税を滞納していないものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 対象区立保育所へ派遣され、かつ移管時に配置される、施設長予定者、主任保育士予定者、保育士予定者、保健師等予定者及び調理員等予定者に係る人件費
- (2) その他区長が必要と認める経費

(補助対象期間)

第5条 補助金の交付の対象となる事業期間は、民営化移管日の前年度4月1日から同3月31日とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、第4条各号に規定する対象経費の実支出額（その経費に対し寄付金その他の収入額がある場合にはそれを控除した額（千円未満切り捨て））と区の予算に定める補助上限額とを比較していずれか少ない額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、別記第1号様式に、次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 引継ぎ計画書
- (2) 引継ぎに係る収支予算見積書
- (3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 法人印鑑証明書
- (5) 直近の法人住民税の領収書の写し又は納税証明書（非課税の場合は申告書（控）の

写し、免除の場合は免除決定通知書の写し)

(6) 前各号に掲げるもののほか区長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第8条 区長は、補助金の交付を決定したときは、速やかに別記第2号様式により申請した者に通知するものとする。

2 区長は、補助金の交付をしないことに決定したときは、別記第3号様式により申請した者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第9条 前条第1項の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者は、別記第4号様式を区長に提出するものとする。

2 区長は、前項の規定に基づき補助金の請求を受けたときは、速やかに支払うものとする。

(状況報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の円滑適正な執行を図るため、必要に応じ補助事業の遂行状況について、区長に報告しなければならない。

(補助金の申請の取下げ)

第11条 補助金の交付を申請した者は、第8条の決定に異議があるときは、別記第5号様式により申請を取り下げることができる。

(事業計画の変更)

第12条 第8条の規定に基づく補助金の交付の決定を受けた者が事業の計画を変更し、又は廃止しようとするときは、別記第6号様式を区長に提出しなければならない。

(補助事業の遂行命令)

第13条 補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、区長は、補助事業を遂行すべきことを命ずることがある。

2 区長は、前項の命令に違反したときは、補助事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したときは、速やかに別記第7号様式を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 区長は、前条の規定に基づく実績報告を受けた場合においては、実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうか調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、別記第8号様式により通知する。

- 2 前項の交付確定額は、第8条で決定した交付決定額の範囲内とする。
- 3 補助金の交付決定を受け、すでに補助金の交付を受けた者は、第1項の補助金額の確定により返還金が生じたときは、区長が指定する日までに返還しなければならない。

(是正のための措置)

第16条 区長は、前条の規定による調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第14条の規定による実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消し)

第17条 区長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消しすることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の目的に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令に違反したとき。

- 2 前項各号の規定は、第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(決定の取消しによる補助金の返還)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

- 2 第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる補助金が交付されているときもまた同様とする。

(違約加算金及び延滞金)

第19条 補助金の交付を受けた者が、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

- 4 第1項又は第2項の場合において、やむを得ない事情があると区長が認める

ときは、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(書類の整備保管)

第20条 補助金の交付を受けた者は、補助金と補助事業に係る予算及び決算の関係を明らかにした書類を整備し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)の定めるところによるものとし、その他必要な事項は別に子ども家庭部長が定める。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（宛先）板橋区長

所在地
事業者名
代表者職氏名

板橋区立 保育園民営化開設準備に伴う補助金交付申請書

板橋区立 保育園民営化開設準備経費補助金を交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額

¥	千	百	十	万	千	百	十	円

（内訳）

科目	内訳	金額

2 実施期間

年 月 日 から 年 月 日

3 添付書類

- (1) 引継ぎ計画書
- (2) 引継ぎに係る収支予算見積書
- (3) 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 法人印鑑証明書
- (5) 法人住民税の領収書の写し又は納税証明書。ただし、非課税の場合は申告書（控）の写し、免除の場合は免除決定通知書の写し（いずれも直近のもの）

板橋区立 保育園民営化準備に伴う補助金交付決定通知書

所在地
事業者名
代表者職氏名

年 月 日付で申請のあった板橋区立 保育園民営化開設準備に伴う補助金は、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長 印

記

1 交付金額
金 円

2 交付条件

- (1) この補助金は、交付申請書記載の事業目的以外に使用しないこと。
- (2) 事業終了後速やかに事業報告書を提出すること。
- (3) 板橋区立保育所民営化開設準備経費補助要綱及び東京都板橋区補助金等交付規則を遵守すること。
- (4) 上記(1)から(3)までの条件のいずれかを履行しない場合は、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

3 申請の取下げ

この交付決定の内容又は交付条件に異議があるときは、この交付決定受領後10日以内に、申請を取り下げることができる。

第3号様式（第8条関係）

第 年 月 日
号

様

板橋区長

印

補助申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった板橋区立 保育園民営化開設準備に伴う補助金については、下記の理由により却下することに決定したので通知します。

記

却下理由

第4号様式（第9条関係）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった
板橋区立 保育園民営化開設準備に伴う補助金として上記の金額を請求しま
す。

年 月 日

所在地

名 称

代表者職氏名

印

(宛先) 板 橋 区 長

第5号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
名 称
代表者職氏名

印

補助申請取り下げ書

年 月 日付け 第 号で決定のあった板橋区立
保育園民営化開設準備に伴う補助金について、下記の理由により申請を取り下げま
す。

記

取り下げ理由

第6号様式（第12条関係）

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
名 称
代表者職氏名

印

変 更
事業計画 承認申請書
廃 止

年 月 日付け 第 号をもって補助決定された事業
変更
の をしたいので、承認されたく次の理由を付して申請します。
廃止

変 更
1 理 由
廃 止

2 計画変更の場合は、計画変更後の引継ぎ計画書及び引継ぎに係る収支予算見積書を添付すること。

年 月 日

（宛先）板 橋 区 長

所在地
名 称
代表者職氏名

印

板橋区立 保育園民営化準備に伴う補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で決定のあった板橋区立
保育園民営化開設準備補助金について、下記のとおり実績報告します。

記

1 実績報告額

千	百	十	万	千	百	十	円
¥							

（内訳）

科目	内訳	金額

2 事業実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 添付書類

- (1) 引継ぎ報告書
- (2) 当該事業に関する収支決算書（見込書）抄本

所在地
名 称
代表者職氏名

年 月 日付けの実績報告書に基づき、板橋区立 保育園民営化
開設準備に伴う補助金の額が確定したので、下記により交付する。

年 月 日

板橋区長 印

記

1 補助金確定額
金 円

※ 申請者は、この交付の内容に異議があるときは、この確定額通知書を受けとった
日から起算して14日以内に、申請の撤回をすることができる。